

## 譲渡契約書

譲渡者（ ）を甲とし、譲受者（ ）を乙として、甲乙間で以下のとおり、動物の所有権の譲渡に関する契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は下記の動物（以下「該当動物」という）の所有権を乙に譲渡するものとし、乙はこれを譲り受ける（以下「本件譲渡」という）。

種類（ ）

生後（ ）年（ ）ヶ月

カラー（ ）

性別（ ）

疾患（ ）

### 第2条（譲受者の遵守事項）

乙は、以下の項目について遵守するものとする。

1. 該当動物を愛玩動物として生涯育成し、適切な食料、医療行為、生活環境を提供する。
2. 殺傷、虐待、保健所への持ち込み、長期間の第三者への飼育の委託を行わない。
3. 甲が希望する場合には、失業、健康的問題などにより飼育が困難になった場合、速やかに甲に連絡をする。
4. 甲が希望する場合には、本契約日から、（ ）年間の間、（ ）ヶ月に1度、メール・郵送その他甲乙合意する手段にて、該当動物が写った写真（甲が希望する場合には、撮影日がわかるもの）を送付する。
5. 該当動物を繁殖に利用しない。甲が希望する場合には、該当動物の子供が生まれ、その所有権を第三者に譲渡する場合、一切の金銭を受け取らない。
6. 該当動物の所有権を放棄してはならない。甲が希望する場合には、甲の事前の承諾なく、該当動物について、譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならない。
7. 逃走防止のための管理を怠らない。万一該当動物が逃走し、行方不明になった場合、速やかに警察、保健所、動物愛護センターに届け出ると共に、甲が希望する場合には、甲にも速やかに通知する。
8. 甲が希望する場合には、該当動物が死亡した場合、速やかに甲に連絡をする。
9. 甲が希望する場合には、該当動物が本契約日から（ ）年以内に死亡した場合、獣医発行の死亡診断書を甲に提出する。
10. 甲が希望する場合には、乙の住所、連絡先が変更になった場合、速やかに甲に連絡をする。

### 第3条（譲渡者の遵守事項）

甲は、以下の項目について遵守するものとする。

1. 乙が希望する場合には、本契約日から（ ）日間を飼育試験期間とし、この期間に乙から甲への所有権の返上要請があれば承諾する。ただし、返還に交通費等の実費がかかる場合、乙が負担する。
2. 本契約日から（ ）日以内に、獣医師の診断により、該当動物に甲から乙に事前に伝えられていない疾患が発覚した場合、乙から甲への所有権返上要請があれば承諾する。返還に交通費等の実費がかかる場合、甲が負担する。
3. 乙が希望する場合には、甲の住所、連絡先が変更になった場合、速やかに乙に連絡する。

### 第4条（譲渡者の返還請求）

甲は、乙が第2条の事項を遵守していない場合、該当動物の所有権の返還要求をすることができるものとし、乙はこれに従うものとする。ただし、甲が連絡先の変更連絡を怠り、乙が連絡できない状況となっていた場合はこの限りではない。甲が本条に基づき該当動物の所有権の返還要求をした場合、甲は乙に対して、譲渡金額を返金する義務を負わず、また、返還に交通費等の実費がかかる場合、乙が負担する。

### 第5条（該当動物の所有権の返還）

乙から甲へ該当動物の所有権が返上された場合、甲および乙は、所有権が返上された旨を証する書面2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

### 第6条（有効期間）

本契約の期間は、本契約日から、該当動物の死亡、もしくは乙の所有権の消滅までとする。ただし、死亡診断書の提出が定められている場合はその完了までとする。

第7条（準拠法、合意管轄） 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生する紛争については、（ ）裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第8条（協議事項）

本契約に関する疑義又は問題が発生した場合、甲乙協議の上解決するものとする。以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

（ ）年（ ）月（ ）日

甲（譲渡者）

氏名

印

（身分証明書コピー添付）

住所

電話番号

乙（譲受者）

氏名

印

（身分証明書コピー添付）

住所

電話番号